

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日が休日は、  
翌日の翌日）

### ◇選管告示

立会演説会を開催すべき町の指定

### 目次

ポスターの掲示の開始の日  
立会演説会を開催する市の単位の区域を定めた旨の報告  
個人演説会を開催することができる施設の指定及び解除  
の報告

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十二年一月二十九日執行予定の衆議院議員総選挙において立会演説会を開催すべき町を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五百三十三條第一項の規定により次のとおり指定したので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第十八条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

岩美郡 内府町 岩美町

八頭郡 郡家町 河原町

気高郡 気高町 青谷町

八東町 若桜町 智頭町

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和四十二年一月二十九日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四條の二第四項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十二年一月八日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和四十二年一月二十九日執行予定の衆議院議員総選挙における鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第十八条第二項の規定により立会演説会を開催する市の単位の区域を次のとおり定めた旨をそれぞれの市の選挙管理委員会から報告があつたので、同規程同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

- 東伯郡 東郷町 三朝町 関金町 大栄町 東伯町 赤崎町
- 西伯郡 西伯町 淀江町 名和町
- 日野郡 日南町 日野町 溝日町

市名	単位	区	城
鳥取市	第一単位	第一、第二、第三、第六、第七、第十及び第十一の各投票区	
	第二単位	第四、第五、第八、第九、第十二、第十五、第十六、第十七、第四十及び第四十一の各投票区	
	第三単位	第十三、第十四、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八及び第三十九の各投票区	
米子市	第一単位	彦名校区、崎津校区、和田校区、大篠津校区及び弓ヶ浜校区	
	第二単位	明道校区、就將校区、車尾校区、巖校区、春日校区、日新校区及び成実校区	
	第三単位	啓成校区、義方校区、福原校区、加茂校区及び住吉校区	
倉吉市	第一単位	上灘校区、成徳校区、明倫校区、小鴨校区、社校区、北谷校区、高城校区及び灘手校区	
	第二単位	河北校区及び西郷校区	

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設について、次のとおり指定を解除し、及び新たに指定した旨東伯郡関金町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 指定を解除した施設

施設の名称	所在地
関金公民館	東伯郡関金町大字関金館
郡家公民館	郡家
今西公民館	今西
泰久寺公民館	泰久寺
大鳥居公民館	大鳥居
新たに指定した施設	
施設の名称	所在地
明高へき地保育所	東伯郡関金町大字明高九〇三の二
関金町立第二保育所	松河原一、二二〇の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

県

〔定価一冊一箇月三百円（送料を含む。）〕